

法律科目試験問題（商法） 配点 50 点

〔第 1 問〕 次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。（配点 30 点）

【事例】

1. 株式会社 P は、レストランの経営を業とする取締役会設置会社であり、総資産額は 80 億円、純資産額は 20 億円、直近 3 事業年度の経常利益はいずれも約 2 億円である。P 社の定款には、株式の譲渡による取得について取締役会の承認を要する旨の規定がある。P 社の発行済株式の 40% は同社の創業者で取締役でもある A が、25% は A の妻である B が保有し、残りの P 社株式は、P 社の従業員および取引先が保有している。P 社の取締役は A・B・C の 3 名であり、A の息子である C が代表取締役を務めている。
2. P 社は、レストランで使用する調味料の大半を Q 社から仕入れている。Q 社は土地取引をめぐるトラブルに巻き込まれ、多額の賠償金を支払わなければならなくなり、財務状態が悪化していた。そこで Q 社の唯一の取締役である D は、大規模なリストラを実行して事業を立て直すことを計画し、リストラ費用として、F 銀行から 2000 万を借り入れることとした。F 銀行は、当初、Q 社に対する貸付けに難色を示したが、最終的には、P 社が保証することを条件として貸付けを承認した。なお、A は Q 社の株式のすべてを保有しており、F 銀行もこの事実を認識している。
3. 2019 年 1 月 15 日、P 社は取締役会を開催し、Q 社の F 銀行からの借入れについて保証することの可否を審議した。審議に際しては、Q 社の財務状況、借入れの条件等について A から詳細な説明がされ、慎重に議論が進められた結果、重要な取引先である Q 社の再建のためには、同社の借入れについて保証することが不可欠であるとの結論に達し、A・B・C 全員の賛成によって F 銀行との間で保証契約（以下、「本件保証契約」という。）を締結することが承認された（以下、「本件決議」という。）。
4. 同月 31 日、F 銀行は、P 社から本件決議にかかる議事録の交付を受け、本件保証契約の締結について P 社取締役である A・B・C が賛成していることを確認したうえで、P 社との間で本件保証契約を締結し、Q 社に対する 2000 万円の貸付けを実行した。

【設問】

本件保証契約の効力について論じなさい。

〔第2問〕 次の【設問】に答えなさい。(配点20点)

【設問】会社法784条の2第2号は吸収合併等の差止事由について定めているが、その差止事由の内容は具体的にどのようなものか、説明しなさい。また、同号の定める事由は、「前条第一項本文に規定する場合」においてのみ差止事由となるものである。「前条第一項本文に規定する場合」にのみ差止事由となるとされている趣旨を説明しなさい。